

原議保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第254号、丁運発第196号、丁規発第99号
平成28年11月1日
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局運転免許課長
警察庁交通局交通規制課長

交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部改正について

本年10月20日、交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する国家公安委員会告示(平成28年国家公安委員会告示第54号。以下「改正告示」という。)の制定が決定され、交通の方法に関する教則(昭和53年国家公安委員会告示第3号。以下「教則」という。)及び交通安全教育指針(平成10年国家公安委員会告示第15号。以下「指針」という。)が別添1のとおり改正された。

改正告示は、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号。以下「改正法」という。)の施行の日である平成29年3月12日から施行されることとなるが、本改正の概要及び主な改正事項は下記のとおりであるので、更新時講習等の運転者教育を始めとする各種交通安全教育等を通じて、これらの趣旨及び内容の周知徹底に努められたい。

記

1 改正の概要

改正法の施行及び昨今の交通情勢を踏まえ、教則及び指針について、所要の改正を行うもの。

2 主な改正事項

(1) 道路交通法の一部を改正する法律の施行(準中型自動車及び準中型自動車免許の新設)関係

ア 初心運転者の義務及び保護(教則第4章第1節1・第5章第3節8)

初心運転者標識の表示義務及び初心運転者の保護について記載を追加。

イ 運転免許の区分及び運転できる自動車(教則第4章第2節1～3)

運転免許区分及び運転できる自動車に準中型自動車免許及び準中型自動車に係る記載を追加。

ウ 業務用自動車運転者に対する交通安全教育に当たって留意する事項(指針第2章第5節3)

若年者が業務用自動車運転者となることを踏まえた交通安全教育がなされるように、記載を追加。

(2) その他

ア 歩行者の道路横断(教則第2章第3節3・第5章第3節2、指針第2章第1節2・同章第5節2)

別添2及び別添3のとおり、横断歩行者と当該歩行者の左方向から進行してくる車との間に発生する死亡事故件数が多いことを踏まえ、横断する際には、左側から来る車に特に注意する旨の記載を追加。

イ 安全運転に関する知識（教則第5章第9節2）

先進安全自動車及びその運転時の留意点について記載を追加。

ウ 車から離れる際の措置（教則第5章第8節10及び第10章第3節1・3）

スマートエントリー及びキーレスエントリーの普及を踏まえ、これらの技術を搭載した車両を離れる際の措置に関する記載を改正。

エ 灯火の方法（教則第6章第3節2・第7章第2節3）

別添4のとおり、夜間に発生した車両（第1当事者・原付以上）と横断中歩行者の死亡事故については、その多くにおいて車両の灯火が下向きであったという分析結果を踏まえ、交通量の多い市街地等を通行している場合を除き、夜間等の運転時は灯火を上向きとすべきであることについて記載を明確化（先行車や対向車があるときは、灯火を下向きに切り替えるなどしなければならないことについては従前のとおり）。

オ 飲酒が運転に及ぼす影響（指針第2章第5節2）

アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）第12条第1項に基づき作成されたアルコール健康障害対策推進基本計画が本年5月31日に閣議決定されたことを踏まえ、飲酒が運転に及ぼす影響に係る記載を追加。

カ 加齢に伴う身体機能の変化が歩行に及ぼす影響（指針2章第6節2）

別添5のとおり、65歳以上の横断中死者（第1当事者及び第2当事者）については、他の年齢層と比べて車両の直前又は直後を横断している者の割合が多いという分析を踏まえ、高齢者に対しては、こうした傾向を理解させる交通安全教育を行う旨、記載を追加。

3 本改正の周知について

(1) 各種交通安全教育等を通じての周知

本改正では、上記のとおり、最新の交通事故統計分析の結果を踏まえた改正もなされており、交通事故防止対策の一環としても、広く各都道府県民に周知する必要があることから、更新時講習等の運転者教育を始めとする各種交通安全教育等を通じてその周知に努めること。

(2) メディアを通じての周知

本改正については、テレビ、ラジオ、新聞等のメディアを活用した広報を行うなど、各都道府県民に対し、その趣旨及び内容の周知徹底を図るよう努めること。

4 施行期日

改正法の施行の日から施行する。

なお、2(2)の改正事項については、施行前から推奨して差し支えない。

【別添 1】

○国家公安委員会告示第五十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二十八第一項及び第四項の規定に基づき、交通の法に関する教則（昭和三十二年国家公安委員会告示第三号）及び交通安全教育指針（平成十年国家公安委員会告示第十五号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十八年十月二十八日

国家公安委員会委員長 松本 純

（交通の方法に関する教則の一部改正）

第一条 交通の方法に関する教則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げ

ていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>[第1章～第4章 略]</p> <p>第5章 自動車の運転の方法</p> <p>[第1節～第8節 略]</p> <p>第9節 <u>オートマチック車などの運転</u></p> <p>[第6章～第11章 略]</p> <p>用語のまとめ</p> <p>付表</p> <p>[1～5 略]</p> <p>第2章 歩行者の心得</p> <p>歩行者は、この章に書かれている事柄を守りましょう。</p> <p>第3節 横断の仕方</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 信号機のない場所で横断しようとするとき</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 歩道の縁や道路の端に立ち止まって、右左をよく見て、車が近づいて来ないかどうか<u>確かめましょう。特に、左方向から進行してくる車は、遠くにあるように見えても、横断中に近づいて来ますので、注意しましょう。</u></p> <p>[(3)～(5) 略]</p>	<p>目次</p> <p>[第1章～第4章 同左]</p> <p>第5章 自動車の運転の方法</p> <p>[第1節～第8節 同左]</p> <p>第9節 <u>オートマチック車の運転</u></p> <p>[第6章～第11章 同左]</p> <p>用語のまとめ</p> <p>付表</p> <p>[1～5 同左]</p> <p>第2章 歩行者の心得</p> <p>[同左]</p> <p>第3節 横断の仕方</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 信号機のない場所で横断しようとするとき</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) 歩道の縁や道路の端に立ち止まって、右左をよく見て、車が近づいて来ないかどうか<u>確かめましょう。</u></p> <p>[(3)～(5) 同左]</p>

第4章 自動車を運転する前の心得

第1節 運転に当たつての注意

1 運転免許証などを確かめるなどすること

- (1) 自動車を運転する前には、必ず次のことを確かめましょう。

[ア～ウ 略]

エ 準中型免許を受けて1年を経過していない初心運転者が準中型自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（付表5(1)）を付けていること。

オ 普通免許を受けて1年を経過していない初心運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（付表5(1)）を付けていること。

カ 両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警告音の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている運転者が準中型自動車又は普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に聴覚障害者マーク（付表5(3)）を付けていること。

キ [略]

- (2) 70歳以上の高齢運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に高齢者マーク（付表5(2)）を付けるようにしましょう。
- (3) 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている身体の不自由な運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に身体障害者マーク（付表5(4)）を付けるようにしましょう。

第4章 自動車を運転する前の心得

第1節 運転に当たつての注意

1 運転免許証などを確かめるなどすること

- (1) [同左]

[ア～ウ 同左]

[加える。]

エ 普通免許を受けて1年を経過していない初心運転者は、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（付表5(1)）を付けていること。

オ 普通自動車を運転することができる免許を受けた者で、両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警告音の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている運転者は、普通自動車の前と後ろの定められた位置に聴覚障害者マーク（付表5(3)）を付けていること。

カ [同左]

- (2) 普通自動車を運転することができる免許を受けた70歳以上の高齢運転者は、普通自動車の前と後ろの定められた位置に高齢者マーク（付表5(2)）を付けるようにしましょう。
- (3) 普通自動車を運転することができる免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている身体の不自由な運転者は、普通自動車の前と後ろの定められた位置に身体障害者マーク（付表5(4)）を付けるようにしましょう。

[2～4 略]

第2節 運転免許の仕組み

道路で自動車や原動機付自転車を運転するときは、その車種やけん引などの状態に応じた免許を受け、その免許証を携帯しなければなりません。

また、違反行為をしたり、交通事故を起こしたりした際に警察官から提示を求められた場合には、免許証を提示しなければなりません。

なお、免許を受けていても免許の停止処分中の者はその期間運転することはできません。

1 運転免許の区分

運転免許には、次の三種のものが 있습니다。

[(1)・(2) 略]

(3) 仮運転免許

第一種免許を受けようとする者が、練習などのために大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転しようとする場合の免許をいいます。仮運転免許を受けた者が練習のため大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転するときは、その車を運転することのできる第一種免許を3年以上受けている者や第二種免許を受けている者などを横に乗せ、その指導を受けながら運転しなければなりません。この場合、車の前と後ろに仮免許練習標識（付表5(5)）を定められた位置に付けなければなりません。

2 運転免許の種類に応じて運転できる自動車、原動機付自転車は次表のとおりです。

免許の種類	運転できる自動車、原動機付自転車
大型免許	大型自動車、 <u>中型自動車</u> 、 <u>準中型自動車</u> 、普通自動

[2～4 同左]

第2節 運転免許の仕組み

[同左]

1 運転免許の区分

[同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 仮運転免許

第一種免許を受けようとする者が、練習などのために大型自動車、中型自動車又は普通自動車を運転しようとする場合の免許をいいます。仮運転免許を受けた者が練習のため大型自動車、中型自動車又は普通自動車を運転するときは、その車を運転することのできる第一種免許を3年以上受けている者や第二種免許を受けている者などを横に乗せ、その指導を受けながら運転しなければなりません。この場合、車の前と後ろに仮免許練習標識（付表5(5)）を定められた位置に付けなければなりません。

2 [同左]

免許の種類	運転できる自動車、原動機付自転車
大型免許	大型自動車、 <u>中型自動車</u> 、普通自動車、小型特殊自

	車、小型特殊自動車、原動機付自転車
中型免許	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車
準中型免許	準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車
[略]	

3 けん引免許

大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車のいずれかで他の車をけん引するときは、けん引する自動車の種類に応じた免許のほか、けん引免許が必要です。しかし、車の総重量（人や荷物をのせた状態での車全体の重さ）が750キログラム以下の車をけん引するときや故障車をロープ、クレーンなどでけん引するときは、けん引免許はいりません。

4 [略]

第3節 自動車の点検

自動車については、日常点検、定期点検を行うほか、燃料、冷却水、エンジンオイル、タイヤの溝の深さなどについては適宜点検し、少しでも悪い箇所があつたら、整備しましょう。

ハンドル、ブレーキ、マフラーその他の各装置が整備されていないため、交通の危険を生じさせたり、有害なガスや騒音を出してほかの人に迷惑を及ぼしたりするおそれのある車を運転してはいけません。

1 日常点検

日常点検は、自動車の使用者や自動車を運行しようとする者が、日頃自動車を使用していく中で、自分自身の責任において行う点検です。自動車

	動車、原動機付自転車
中型免許	中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車
[項を加える。]	
[同左]	

3 けん引免許

大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車のいずれかで他の車をけん引するときは、けん引する自動車の種類に応じた免許のほか、けん引免許が必要です。しかし、車の総重量（人や荷物をのせた状態での車全体の重さ）が750キログラム以下の車をけん引するときや故障車をロープ、クレーンなどでけん引するときは、けん引免許はいりません。

4 [同左]

第3節 自動車の点検

[同左]

1 日常点検

日常点検は、自動車の使用者や自動車を運行しようとする者が、日頃自動車を使用していく中で、自分自身の責任において行う点検です。自動車

の使用者は、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に、この点検を行わなければなりません。なお、タクシー、ハイヤーなどの事業用の自動車や自家用の大型自動車及び中型自動車、準中型貨物自動車、普通貨物自動車、大型特殊自動車、レンタカーなどの使用者又はこれらの自動車を運行しようとする者は、1日1回、運行する前にこの点検を行わなければなりません。標準的な点検の実施の方法は、次の表のとおりです。

[略]

備考

1 ※の点検項目は、事業用の自動車や自家用の大型自動車及び中型自動車、準中型貨物自動車、普通貨物自動車、大型特殊自動車、レンタカーなどについても、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいものです。

[2～4 略]

2 [略]

3 定期点検

事業用の自動車、自家用の大型自動車及び中型自動車や準中型貨物自動車、普通貨物自動車などのレンタカーについては3箇月ごとに、自家用の準中型貨物自動車及び普通貨物自動車や普通乗用自動車などのレンタカーなどについては6箇月ごとに、自家用の普通乗用自動車などについては1年ごとに点検し、必要な整備をしなければなりません。

第4節 乗車と積載

1 座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしてはいけません。

の使用者は、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に、この点検を行わなければなりません。なお、タクシー、ハイヤーなどの事業用の自動車や自家用の大型自動車及び中型自動車、普通貨物自動車、大型特殊自動車、レンタカーなどの使用者又はこれらの自動車を運行しようとする者は、1日1回、運行する前にこの点検を行わなければなりません。標準的な点検の実施の方法は、次の表のとおりです。

[同左]

備考

1 ※の点検項目は、事業用の自動車や自家用の大型自動車及び中型自動車、普通貨物自動車、大型特殊自動車、レンタカーなどについても、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいものです。

[2～4 同左]

2 [同左]

3 定期点検

事業用の自動車、自家用の大型自動車及び中型自動車や大型自動車、普通貨物自動車などのレンタカーについては3箇月ごとに、自家用の普通貨物自動車や普通乗用自動車などのレンタカーなどについては6箇月ごとに、自家用の普通乗用自動車などについては1年ごとに点検し、必要な整備をしなければなりません。

第4節 乗車と積載

1 座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしてはいけません。

また、定められた乗車定員（運転者を含みます。）や積載の制限を超えて、人を乗車させたり、物を積んだりしてはいけません。次の表は、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車について、それぞれの乗車定員と積載の制限を示しています。

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさ	積載の方法
大型自動車	自動車検査証か軽自動車届	自動車検査証か軽自動車届	長さ…自動車の長さ×1.1	前後…車体の前後から自動車
中型自動車	自動車届出済証に記載されている乗車定員（注5）	出済証に記載されている最大積載量（ミニカーにあつては30キログラム、特定の構造の農業用薬剤散布車にあつては1,500キログラム）	幅…自動車の幅	長さの $\frac{1}{10}$ の長さを超えてはみ出さないこと。
準中型自動車	記載されている乗車定員（注5）	大積載量（ミニカーにあつては30キログラム、特定の構造の農業用薬剤散布車にあつては1,500キログラム）	高さ…地上3.8メートル（三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車にあつては2.5メートル、その他の自動車	左右…車体の左右からみ出さないこと。
普通自動車	乗車定員（注5）	ミニカーと特定の構造の農業用薬剤散布車（注6）にあつては1人（特定の構造の農業用	高さ…地上3.8メートル（三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車にあつては2.5メートル、その他の自動車	左右…車体の左右からみ出さないこと。

また、定められた乗車定員（運転者を含みます。）や積載の制限を超えて、人を乗車させたり、物を積んだりしてはいけません。次の表は、大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車について、それぞれの乗車定員と積載の制限を示しています。

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさ	積載の方法
大型自動車	自動車検査証か軽自動車届	自動車検査証か軽自動車届	長さ…自動車の長さ×1.1	前後…車体の前後から自動車
中型自動車	自動車届出済証に記載されている乗車定員（注5）	出済証に記載されている最大積載量（ミニカーにあつては30キログラム、特定の構造の農業用薬剤散布車にあつては1,500キログラム）	幅…自動車の幅	長さの $\frac{1}{10}$ の長さを超えてはみ出さないこと。
普通自動車	記載されている乗車定員（注5）	大積載量（ミニカーにあつては30キログラム、特定の構造の農業用薬剤散布車にあつては1,500キログラム）	高さ…地上3.8メートル（三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車にあつては2.5メートル、その他の自動車	左右…車体の左右からみ出さないこと。
	乗車定員（注5）	ミニカーと特定の構造の農業用薬剤散布車（注6）にあつては1人（特定の構造の農業用	高さ…地上3.8メートル（三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車にあつては2.5メートル、その他の自動車	左右…車体の左右からみ出さないこと。

薬剤散布
車で運転
者用以外
の座席が
あるもの
は2人)
)

定めるも
のにあつ
ては3.8メ
ートル以
上4.1メー
トルを超
えない範
囲内にお
いて公安
委員会が
定める高
さ)

[略]

備考 [略]

[2～5 略]

第5章 自動車の運転の方法

第1節 安全な発進

[1～5 略]

6 路端からの発進

大型自動車、中型自動車及び準中型自動車は、普通自動車に比べ、車軸の前後に車体が長く、タイヤの軌跡の外側を車体を通るので、路端に駐停車している状態から発進するときには、車体の前後部が車や歩行者などにぶつからないよう注意しましょう。

薬剤散布
車で運転
者用以外
の座席が
あるもの
は2人)
)

定めるも
のにあつ
ては3.8メ
ートル以
上4.1メー
トルを超
えない範
囲内にお
いて公安
委員会が
定める高
さ)

[同左]

備考 [同左]

[2～5 同左]

第5章 自動車の運転の方法

第1節 安全な発進

[1～5 同左]

6 路端からの発進

大型自動車や中型自動車は、普通自動車に比べ、車軸の前後に車体が長く、タイヤの軌跡の外側を車体を通るので、路端に駐停車している状態から発進するときには、車体の前後部が車や歩行者などにぶつからないよう注意しましょう。

7 走行に当たつての安全確認

自動車の運転席から見える範囲には、その自動車自体の構造により差があるものの、車や歩行者などが見えなくなる範囲があります。特に、大型自動車、中型自動車及び準中型自動車は、普通自動車に比べ、運転席から車や歩行者が見えなくなる範囲が広いので注意しましょう。

第2節 自動車の通行するところ

[1～3 略]

4 高さに制限のある場所の通行

大型自動車、中型自動車及び準中型自動車は、普通自動車に比べ、車体の高さが高ことから、通行できる自動車の高さに制限のある場所を通過する場合には、その高さの制限以下であることを確認しましょう。特に、荷台の積載物の高さが通行できる自動車の高さの制限を超えてしまう場合があるので注意しましょう。

[5～7 略]

第3節 歩行者の保護など

1 [略]

2 歩行者が横断しているときなど

[(1)～(4) 略]

(5) 横断歩道や自転車横断帯のない場所でも、歩行者が横断することがありますので、注意しましょう。

[3・4 略]

5 高齢者の保護

つえを持って歩いたり、歩行補助車を使っていたり、その通行に支障のある高齢者が通行している場合には、一時停止か徐行をして、これら

7 走行に当たつての安全確認

自動車の運転席から見える範囲には、その自動車自体の構造により差があるものの、車や歩行者などが見えなくなる範囲があります。特に、大型自動車や中型自動車は、普通自動車に比べ、運転席から車や歩行者が見えなくなる範囲が広いので注意しましょう。

第2節 自動車の通行するところ

[1～3 同左]

4 高さに制限のある場所の通行

大型自動車や中型自動車は、普通自動車に比べ、車体の高さが高ことから、通行できる自動車の高さに制限のある場所を通過する場合には、その高さの制限以下であることを確認しましょう。特に、荷台の積載物の高さが通行できる自動車の高さの制限を超えてしまう場合があるので注意しましょう。

[5～7 同左]

第3節 歩行者の保護など

1 [同左]

2 歩行者が横断しているときなど

[(1)～(4) 同左]

[加える。]

[3・4 同左]

5 高齢者の保護

つえを持って歩いたり、歩行補助車を使っていたり、その通行に支障のある高齢者が通行している場合には、一時停止か徐行をして、これら

の人が安全に通れるようにしなければなりません。高齢者は、加齢に伴う身体の機能の変化により、個人差があるものの、一般的に歩行が遅くなったり、危険を回避するためにとつきの行動をとることが困難となったり、危険の発見や回避が遅れがちになったり、歩行が不安定になつたりするので、特に注意しましょう。また、高齢の歩行者の事故は、高齢者が車の直前又は直後を横断しているときに多く起こっていますので、注意しましよう。

[6・7 略]

8 初心運転者などの保護

(1) 危険を避けるためやむを得ない場合のほか、次の車の側方に幅寄せをしたり、前方に無理に割り込んではいけません。

ア 普通免許を受けて1年を経過していない初心運転者が運転している初心者マークを付けた普通自動車

イ 70歳以上の高齢者が運転している高齢者マークを付けた普通自動車

ウ 聴覚障害のある運転者が運転している聴覚障害者マークを付けた準中型自動車又は普通自動車

エ 身体の不自由な運転者が運転している身体障害者マークを付けた普通自動車

オ 仮免許で練習中の者が運転している自動車

(2) 聴覚障害者マークを付けた準中型自動車又は普通自動車の運転者は警音器の音が聞こえないことがあるので、安全に通行できるように配慮しましょう。

[9・10 略]

第4節 安全な速度と車間距離

の人が安全に通れるようにしなければなりません。高齢者は、加齢に伴う身体の機能の変化により、個人差があるものの、一般的に歩行が遅くなったり、危険を回避するためにとつきの行動をとることが困難となったり、危険の発見や回避が遅れがちになったり、歩行が不安定になつたりするので、特に注意しましょう。

[6・7 同左]

8 初心運転者などの保護

初心運転者、高齢者マークを付けている高齢運転者、聴覚障害者マークを付けている聴覚障害のある運転者、身体障害者マークを付けている身体の不自由な運転者や仮免許で練習中の者が自動車を運転しているときは、危険を避けるためやむを得ない場合のほか、その車の側方に幅寄せをしたり、前方に無理に割り込んではいけません。また、聴覚障害者マークを付けている聴覚障害のある運転者は警音器の音が聞こえないことがあるので、安全に通行できるように配慮しましょう。

[9・10 同左]

第4節 安全な速度と車間距離

1 [略]

2 停止距離と車間距離

[(1)～(3) 略]

(4) 天候、路面やタイヤの状態、荷物の重さなどを考えに入れ、前の車が急に止まっても、これに追突しないような安全な車間距離をとらなければなりません。特に、大型自動車、中型自動車及び準中型自動車は、普通自動車に比べ、運転席の位置が高く、見下ろす形になり、車間距離が実際より長く感じられるため、車間距離が短くなりやすいので注意しましょう。

[3・4 略]

第8節 駐車と停車

1 [略]

2 駐車、停車の禁止

[(1)・(2) 略]

(3) 次の場所では駐車してはいけません。しかし、警察署長の許可を受けたときは別です。

[ア・イ 略]

ウ 駐車場、車庫などの自動車用の出入口から3メートル以内の場所

[エ～カ 略]

[(4)・(5) 略]

[3～9 略]

10 車から離れるときの義務

(1) [略]

(2) 盗難防止のための措置

1 [同左]

2 停止距離と車間距離

[(1)～(3) 同左]

(4) 天候、路面やタイヤの状態、荷物の重さなどを考えに入れ、前の車が急に止まっても、これに追突しないような安全な車間距離をとらなければなりません。特に、大型自動車や中型自動車は、普通自動車に比べ、運転席の位置が高く、見下ろす形になり、車間距離が実際より長く感じられるため、車間距離が短くなりやすいので注意しましょう。

[3・4 同左]

第8節 駐車と停車

1 [同左]

2 駐車、停車の禁止

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

[ア・イ 同左]

ウ 駐車場、車庫などの自動車専用の出入口から3メートル以内の場所

[エ～カ 同左]

[(4)・(5) 同左]

[3～9 同左]

10 車から離れるときの義務

(1) [同左]

(2) 盗難防止のための措置

盗難車が犯罪に使用される例が多くみられます。そのような犯罪を防止するためにも、車から離れるときは、車を盗まれないように次の措置を執らなければなりません。

ア エンジンを止め、エンジンキーを携帯すること。

[イ～エ 略]

第9節 オートマチック車などの運転

1 オートマチック車の運転

オートマチック車は、マニュアル車と運転の方法が異なるところがあり、それを知らないと思いがけない事故を起こすことがあるので注意しましょう。

(1) 運転に当たつての心構え

オートマチック車の運転には、クラッチ操作がいらないので、その分操作の負担が軽減され、運転が楽になりますが、安易な気持ちで取り扱つてはいけません。オートマチック車の運転の基本を理解し、正確に操作することが安全運転のために必要です。

(2) エンジンの始動

ア エンジンを始動する前に、ブレーキペダルを踏んでその位置を確認し、アクセルペダルの位置を目で見て確認しましょう。

イ ハンドブレーキが掛かつており、チェンジレバーがPの位置にあることを確認した上で、ブレーキペダルを踏み、エンジンを始動しましょう。

(3) 発進

ブレーキペダルをしつかりと踏んだまま、チェンジレバーを前進のときはDに、後退のときはRに入れ、その位置が間違っていないことを目

[同左]

ア エンジンキーを抜き取ること。

[イ～エ 同左]

第9節 オートマチック車の運転

オートマチック車は、マニュアル車と運転の方法が異なるところがあり、それを知らないと思いがけない事故を起こすことがあるので注意しましょう。

1 運転に当たつての心構え

オートマチック車の運転には、クラッチ操作がいらないので、その分操作の負担が軽減され、運転が楽になりますが、安易な気持ちで取り扱つてはいけません。オートマチック車の運転の基本を理解し、正確に操作することが安全運転のために必要です。

2 エンジンの始動

(1) エンジンを始動する前に、ブレーキペダルを踏んでその位置を確認し、アクセルペダルの位置を目で見て確認しましょう。

(2) ハンドブレーキが掛かつており、チェンジレバーがPの位置にあることを確認した上で、ブレーキペダルを踏み、エンジンを始動しましょう。

3 発進

ブレーキペダルをしつかりと踏んだまま、チェンジレバーを前進のときはDに、後退のときはRに入れ、その位置が間違っていないことを目で見

で見て確認した上で、ハンドブレーキを戻して、ブレーキペダルを徐々に放し、アクセルペダルを静かに踏んで発進しましょう。

ブレーキペダルをしつかり踏んでチェンジレバーを操作しないと、急発進したり、突然後退したりすることがあります。

なお、エンジン始動直後やエアコン作動時は、エンジンの回転数が高くなり、急発進する危険がありますので、ブレーキペダルを特にしっかりと踏みましょう。

(4) 交差点などで停止したとき

停止中は、必ずブレーキペダルをしつかり踏んでおき、念のためハンドブレーキも掛けておきましょう。停止時間が長くなりそうなときは、チェンジレバーをNに入れておきましょう。

ブレーキペダルをしつかり踏んでおかないと、アクセルペダルを踏まなくても自動車がゆつくり動き出し（クリーブ現象）、追突などの思わぬ事故を起こすことがありますので注意しましょう。

(5) 駐車

駐車の際には、ブレーキペダルを踏んだままハンドブレーキを確実に掛けてから、チェンジレバーをPに入れましょう。自動車が完全に停止しないうちにチェンジレバーをPに入れるのはやめましょう。

2 先進安全自動車（ASV）の運転

先進安全自動車（ASV）（注7）は、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車ですが、このシステムは、運転者が責任を持って安全運転を行うことを前提とした運転支援技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転しましょう。

で確認した上で、ハンドブレーキを戻して、ブレーキペダルを徐々に放し、アクセルペダルを静かに踏んで発進しましょう。

ブレーキペダルをしつかり踏んでチェンジレバーを操作しないと、急発進したり、突然後退したりすることがあります。

なお、エンジン始動直後やエアコン作動時は、エンジンの回転数が高くなり、急発進する危険がありますので、ブレーキペダルを特にしっかりと踏みましょう。

4 交差点などで停止したとき

停止中は、必ずブレーキペダルをしつかり踏んでおき、念のためハンドブレーキも掛けておきましょう。停止時間が長くなりそうなときは、チェンジレバーをNに入れておきましょう。

ブレーキペダルをしつかり踏んでおかないと、アクセルペダルを踏まなくても自動車がゆつくり動き出し（クリーブ現象）、追突などの思わぬ事故を起こすことがありますので注意しましょう。

5 駐車

駐車の際には、ブレーキペダルを踏んだままハンドブレーキを確実に掛けてから、チェンジレバーをPに入れましょう。自動車が完全に停止しないうちにチェンジレバーをPに入れるのはやめましょう。

注7 先進安全自動車（A S V）……先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車であり、衝突被害軽減ブレーキ、A C C（車間距離制御システム）等の技術を搭載した車両が既に実用化されています。

第6章 危険な場所などでの運転

第3節 夜間

- 1 [略]
- 2 灯火
 - (1) [略]
 - (2) 前照灯は、交通量の多い市街地などを通行しているときを除き、上向きにして、歩行者などを少しでも早く発見するようにしましょう。ただし、対向車と行き違うときや、ほかの車の直後を通行しているときは、前照灯を減光するか、下向きに切り替えなければなりません。
 - (3) 交通量の多い市街地の道路などでは、前照灯を下向きに切り替えて運転しましょう。また、対向車のライトがまぶしいときは、視点をやや左前方に移して、目がくらまないようにしましょう。
 - (4) 見通しの悪い交差点やカーブなどの手前では、前照灯を上向きにするか点滅させて、ほかの車や歩行者に交差点への接近を知らせましょう。

[(5)・(6) 略]

[加える。]

第6章 危険な場所などでの運転

第3節 夜間

- 1 [同左]
- 2 灯火
 - (1) [同左]
 - (2) 対向車と行き違うときは、前照灯を減光するか、下向きに切り替えなければなりません。ほかの車の直後を通行しているときも同じです。
 - (3) 交通量の多い市街地の道路などでは、常に前照灯を下向きに切り替えて運転しましょう。また、対向車のライトがまぶしいときは、視点をやや左前方に移して、目がくらまないようにしましょう。
 - (4) 見通しの悪い交差点やカーブなどの手前では、前照灯を上向きに切り替えるか点滅して、ほかの車や歩行者に交差点への接近を知らせましょう。

[(5)・(6) 同左]

第7章 高速道路での走行

高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。高速道路では、ミニカー、小型二輪車（注8）、原動機付自転車は通行できません。また、農耕用作業車のように構造上毎時50キロメートル以上の速度の出ない自動車やほかの車を牽引しているため毎時50キロメートル以上の速度で走ることのできない自動車も、高速自動車国道を通行することはできません。

第2節 走行上の注意

1 [略]

2 速度

[(1)・(2) 略]

(3) 標識や標示で最高速度や最低速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道では、次の最高速度を超えたり、最低速度に達しない速度で運転してはいけません。

自動車の種類	最高速度（キロメートル毎時）	最低速度（キロメートル毎時）
大型乗用自動車、特定中型貨物自動車以外の中型自動車、 <u>準中型自動車</u> 、普通自動車（三輪のものを除く。）、大型自動二輪車、普通自動二輪車	100	50
上記以外の自動車		

第7章 高速道路での走行

高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。高速道路では、ミニカー、小型二輪車（注7）、原動機付自転車は通行できません。また、農耕用作業車のように構造上毎時50キロメートル以上の速度の出ない自動車やほかの車を牽引しているため毎時50キロメートル以上の速度で走ることのできない自動車も、高速自動車国道を通行することはできません。

第2節 走行上の注意

1 [同左]

2 速度

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

自動車の種類	最高速度（キロメートル毎時）	最低速度（キロメートル毎時）
大型乗用自動車、特定中型貨物自動車以外の <u>中型自動車</u> 、普通自動車（三輪のものを除く。）、大型自動二輪車、普通自動二輪車	100	50
上記以外の自動車		

他の車をけん引する とき	80
備考 [1・2 略]	

[(4)・(5) 略]

3 走行方法

[(1)～(11) 略]

(12) 夜間は、対向車と行き違うときやほかの車の直後を通行しているときを除き、前照灯を上向きにして、落下物や交通事故などにより停止した車を少しでも早く発見するようにしましょう。

(13) [略]

[4・5 略]

注8 [略]

第10章 交通事故、故障、災害などのとき

第3節 災害などのとき

1 地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき

大規模地震対策特別措置法により、大規模な地震災害が生じるおそれのある地域が強化地域（地震防災対策強化地域をいいます。）として指定されます。現在のところ、東海地震に関して静岡県全域と東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重の7都県の一部が指定されています。

この強化地域において、大規模な地震の発生するおそれが迫っており、かつ、地震防災応急対策を実施することが緊急に必要であるときは、内閣総理大臣が警戒宣言を発することになっています。

他の車をけん引する とき	80
備考 [1・2 同左]	

[(4)・(5) 同左]

3 走行方法

[(1)～(11) 同左]

(12) 夜間は、対向車と行き違うときやほかの車の直後を通行しているときを除き、前照灯を上向きに切り替え、少しでも早く落下物や交通事故などにより停止した車を発見するようにしましょう。

(13) [同左]

[4・5 同左]

注7 [同左]

第10章 交通事故、故障、災害などのとき

第3節 災害などのとき

1 地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき

[同左]

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内での一般車両の通行は禁止され、又は制限されます。強化地域内の運転者は次のような措置を採るようにしましょう。

(1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

ア [略]

イ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) [略]

2 [略]

3 大地震が発生したとき

大地震が発生した場合、運転者は次のような措置を採るようにしましょう。

(1) 車を運転中に大地震が発生したとき

[ア～ウ 略]

エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

ア [同左]

イ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) [同左]

2 [同左]

3 大地震が発生したとき

[同左]

(1) 車を運転中に大地震が発生したとき

[ア～ウ 同左]

エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) [略]

[4・5 略]

用語のまとめ

[注1～注6 略]

注7 先進安全自動車（ASV）……先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車であり、衝突被害軽減ブレーキ、ACC（車間距離制御システム）等の技術を搭載した車両が既に実用化されています。

注8 [略]

付表4 車両の種類と略称

略称	車 両 の 種 類
[略]	
特定中型	特定中型自動車
<u>準中型</u>	準中型自動車
[略]	
特定中乗	特定中型乗用自動車
<u>準中乗</u>	準中型乗用自動車
[略]	
特定中貨	特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車
<u>準中貨</u>	準中型乗用自動車以外の準中型自動車

(2) [同左]

[4・5 同左]

用語のまとめ

[注1～注6 同左]

[加える。]

注7 [同左]

付表4 車両の種類と略称

略称	車 両 の 種 類
[同左]	
特定中型	特定中型自動車
[項を加える。]	
[同左]	
特定中乗	特定中型乗用自動車
[項を加える。]	
[同左]	
特定中貨	特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車
[項を加える。]	

[略]

[同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(交通安全教育指針の一部改正)

第二条 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 交通安全教育の内容及び方法</p> <p>第1節 幼児に対する交通安全教育</p> <p>幼児に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。</p> <p>なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより幼児の保護者に対して交通安全教育を実施する。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 幼児に対する交通安全教育の内容</p> <p>(1) 歩行者の心得</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 内容</p> <p>[ア)～(エ) 略]</p> <p>(オ) 横断の仕方</p> <p>[a・b 略]</p> <p>c 信号機のない所で横断しようとする場合</p> <p>横断歩道橋、横断用地下道等の安全に横断することができる施設又は横断歩道が近くにはない場合は、道路がよく見渡せる所を探し、歩道の縁又は道路の端に立ち止まって右左の安全を十分に確認するとともに、走行中の車両が歩行者の横断のために停止した場合は、他の車両の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めるように指導する。また、横断中も車両が近づいてこないかどうか周囲の状況に注意すること及び停車又は駐車中の車両の陰か</p>	<p>第2章 交通安全教育の内容及び方法</p> <p>第1節 幼児に対する交通安全教育</p> <p>[同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 幼児に対する交通安全教育の内容</p> <p>(1) 歩行者の心得</p> <p>ア [同左]</p> <p>イ 内容</p> <p>[ア)～(エ) 同左]</p> <p>(オ) 横断の仕方</p> <p>[a・b 同左]</p> <p>c 信号機のない所で横断しようとする場合</p> <p>横断歩道橋、横断用地下道等の安全に横断することができる施設又は横断歩道が近くにはない場合は、道路がよく見渡せる所を探し、歩道の縁又は道路の端に立ち止まって右左の安全を十分に確認するとともに、走行中の車両が歩行者の横断のために停止した場合は、他の車両の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めるように指導する。また、横断中も車両が近づいてこないかどうか周囲の状況に注意すること及び停車又は駐車中の車両の陰か</p>

ら別の車両が突然出てくることがあるので注意することを指導する。特に、横断時には、左方向から進行してくる車両と衝突する交通事故が多いことを理解させ、道路の横断を始める前や横断中には、これらの車両の動きに十分に注意するように指導する。

[カ)・キ) 略]

[(2)～(5) 略]

[3・4 略]

第5節 成人に対する交通安全教育

1 [略]

2 免許取得後の交通安全教育

免許取得後の交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

(1) [略]

(2) 免許取得後の交通安全教育の内容

ア 四輪車の運転者に対する交通安全教育

ア) [略]

イ) 危険の予測と回避

a [略]

b 内容

(a) [略]

(b) 道路を通行する他の者の特性

歩行者、自転車の利用者、二輪車の運転者等の特性を、これらの者が当事者である以下のような典型的な交通事故の実例を

ら別の車両が突然出てくることがあるので注意することを指導する。

[カ)・キ) 同左]

[(2)～(5) 同左]

[3・4 同左]

第5節 成人に対する交通安全教育

1 [同左]

2 免許取得後の交通安全教育

[同左]

(1) [同左]

(2) 免許取得後の交通安全教育の内容

ア 四輪車の運転者に対する交通安全教育

ア) [同左]

イ) 危険の予測と回避

a [同左]

b 内容

(a) [同左]

(b) 道路を通行する他の者の特性

[同左]

挙げて説明し、理解させる。

① 歩行者

交差点における右左折時の事故、信号無視又は走行中の車両の直前若しくは直後の横断による事故、飛び出しによる事故、道路の右側から横断してくる歩行者との事故等

[②・③ 略]

[(c)・(d) 略]

(ウ) [略]

(エ) 安全運転に必要な科学的知識の習得

a [略]

b 内容

(a) [略]

(b) 人間の生理と運転の関係

視力、深視力等の強弱及び明順応、暗順応、錯覚等の視覚の特性が運転に及ぼす影響を理解させるとともに、飲酒時等の身体の機能の検査を実施するなどして飲酒等が運転に及ぼす影響を理解させ、計画的に運転すること及び体調を整えて運転することを指導する。

特に、アルコールには、中枢神経を麻痺させる作用があり、飲酒により体内にアルコールを保有した状態では、理性、平衡感覚及び視力が低下し、視野が狭くなるなど、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力等が低下した状態になることを説明し、飲酒運転は重大な事故に直結する危険な行為であることを理解させる。

① 歩行者

交差点における右左折時の事故、信号無視又は走行中の車両の直前若しくは直後の横断による事故、飛び出しによる事故等

[②・③ 同左]

[(c)・(d) 同左]

(ウ) [同左]

(エ) 安全運転に必要な科学的知識の習得

a [同左]

b 内容

(a) [同左]

(b) 人間の生理と運転の関係

視力、深視力等の強弱及び明順応、暗順応、錯覚等の視覚の特性が運転に及ぼす影響を理解させるとともに、飲酒時等の身体の機能の検査を実施するなどして飲酒等が運転に及ぼす影響を理解させ、計画的に運転すること及び体調を整えて運転することを指導する。

[(c)・(d) 略]

(オ) [略]

イ [略]

(3) [略]

3 業務用自動車運転者に対する交通安全教育

業務用自動車（業務に関して用いられている自動車をいい、自動車運転代行業（注）を営む者による代行運転役務の対象となっている自動車（(2)において「代行運転自動車」という。）を含む。以下同じ。）の運転者（以下「業務用自動車運転者」という。）に対しては、第2章第5節2の内容として実施するもののほか、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

[(1)・(2) 略]

(3) 業務用自動車運転者に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

ア [略]

イ 運転者の特性に応じた教育の実施

業務用自動車の運転者に対しては、年齢、運転経歴等の運転者の特性を的確に把握した上で、これらの特性に応じた交通安全教育を実施する必要がある。

ウ [略]

4 [略]

第6節 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定

[(c)・(d) 同左]

(オ) [同左]

イ [同左]

(3) [同左]

3 業務用自動車運転者に対する交通安全教育

[同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 業務用自動車運転者に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

ア [同左]

[加える。]

イ [同左]

4 [同左]

第6節 高齢者に対する交通安全教育

[同左]

める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより高齢者の家族等に対する交通安全教育を実施する。

1 [略]

2 高齢者に対する交通安全教育の内容

(1) [略]

(2) 歩行者の心得

ア [略]

イ 内容

(ア) 加齢に伴う身体の機能の変化が歩行に及ぼす影響

加齢に伴い、一般的に歩行が遅くなったり、道路の横断に時間がかかるようになっていたりすること及び車両の直前又は直後を横断するなどの歩行者の法令違反に起因する死亡事故が多く発生していることについて、交通事故の実例等を用いて具体的に説明して理解させる。また、これらの事項を踏まえ、信号機のある所で広い道路を横断しようとする場合は、信号が青であっても、次の青信号を待つて横断すること、信号機のないところを横断しようとする場合は、歩行速度を考慮し、道路を通行する車両等との距離を十分にとること等を指導するとともに、斜め横断を行わないように指導する。さらに、特に横断時には、左方向から進行してくる車両と衝突する交通事故が多いことを理解させ、道路の横断を始める前や横断中には、これらの車両の動きに十分に注意するように指導する。

[(イ)・(ウ) 略]

1 [同左]

2 高齢者に対する交通安全教育の内容

(1) [同左]

(2) 歩行者の心得

ア [同左]

イ 内容

(ア) 加齢に伴う身体の機能の変化が歩行に及ぼす影響

加齢に伴い、一般的に歩行が遅くなったり、道路の横断に時間がかかるようになることから、信号機のある所で広い道路を横断しようとする場合は、信号が青であっても、次の青信号を待つて横断すること、信号機のない所で横断しようとする場合は、歩行速度を考慮し、道路を通行する車両等との距離を十分にとること等を指導するとともに、斜め横断を行わないように指導する。

[(イ)・(ウ) 同左]

[(3)～(7) 略]

[3・4 略]

[(3)～(7) 同左]

[3・4 同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）の施行の日（平成二十九年三月十二日）から施行する。

横断中死亡事故に係る分析(交差点)

- 交差点における車両直進中の横断中死亡事故は、歩行者が左からの進行車両と衝突するケースが多く、夜間においてさらにその傾向が強くなる。
- 特に高齢者は、左からの進行車両と衝突する割合が、夜間において大幅に高くなる。

図1 昼夜間別における交差点横断中死亡事故の車両進行方向別件数(平成27年中)

昼夜間別の車両進行方向別件数

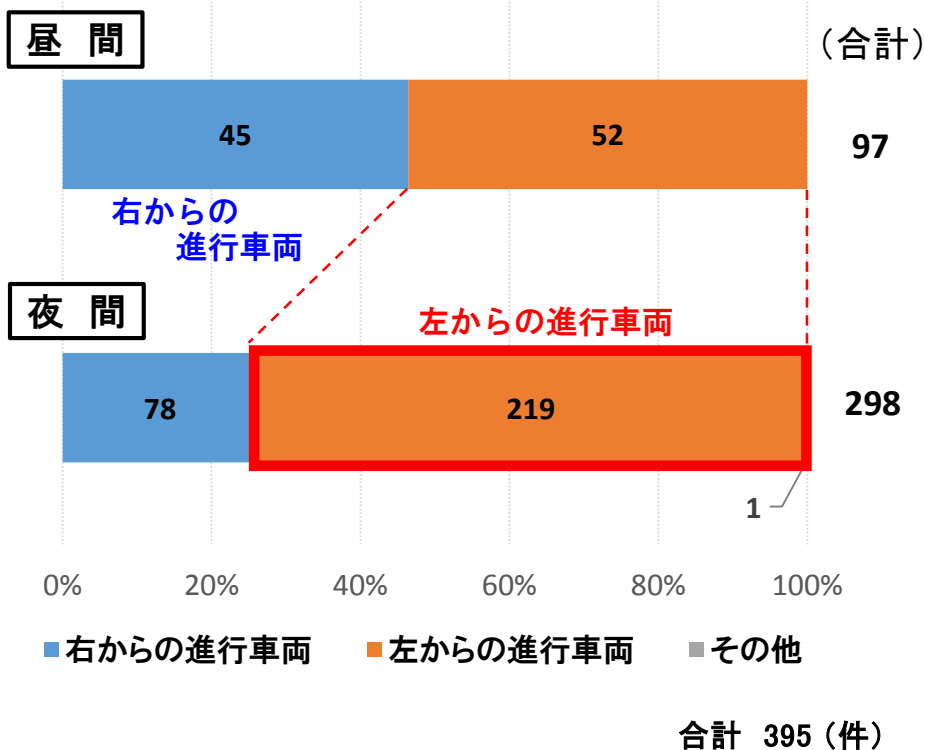
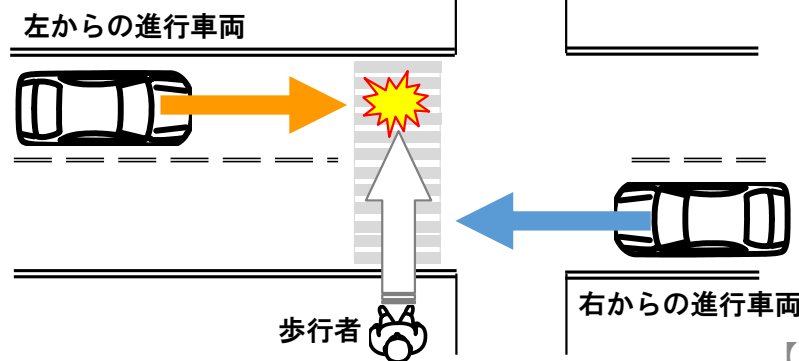


図2 昼夜間別における交差点横断中死亡事故の車両進行方向別件数(年齢別比較)(平成27年中)

昼夜間別の車両進行方向別件数(年齢別比較)

		右からの進行車両	左からの進行車両	その他
65歳未満	昼間	6	2 (0.3倍)	0
	夜間	27	60 (2.2倍)	0
65歳以上	昼間	39	50 (1.3倍)	0
	夜間	51	159 (3.1倍)	1

交差点における横断中事故のイメージ



横断中死亡事故に係る分析(単路)

- 単路における横断中死亡事故は、歩行者が左からの進行車両と衝突するケースが多く、夜間においてさらにその傾向が強くなる。
- 特に高年齢者は、左からの進行車両と衝突する割合が、夜間において大幅に高くなる。

図1 昼夜間別における単路横断中死亡事故の車両進行方向別件数(平成27年中)

昼夜間別の車両進行方向別件数

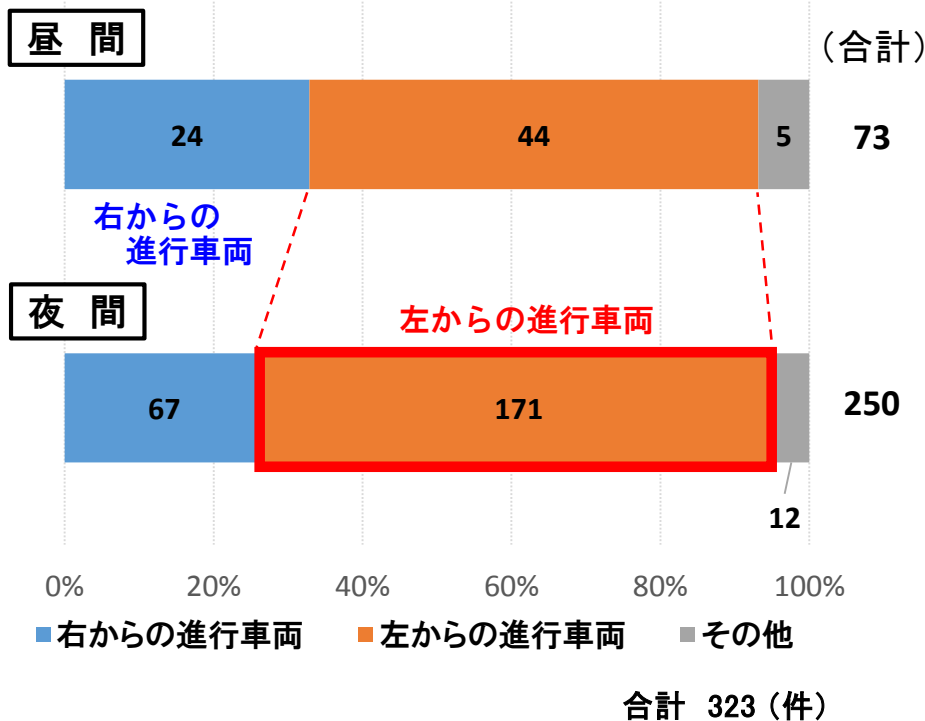


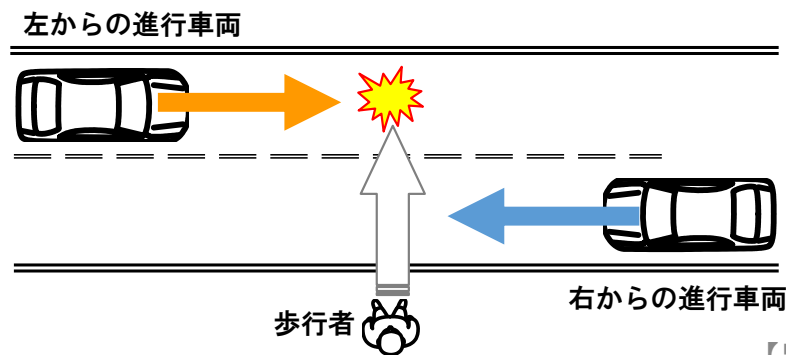
図2 昼夜間別における単路横断中死亡事故の車両進行方向別件数(年齢別比較)(平成27年中)

昼夜間別の車両進行方向別件数(年齢別比較)

		右からの進行車両	左からの進行車両	その他
65歳未満	昼間	5	3 (0.6倍)	0
	夜間	16	25 (1.6倍)	2
65歳以上	昼間	19	41 (2.2倍)	5
	夜間	51	146 (2.9倍)	10

合計 323 (件)

単路における横断中事故のイメージ



ライト・ハイビーム(上向き)での交通死亡事故件数(平成27年中)

●人対車両(横断中)の原付以上運転者(第1当事者)における昼夜別地形別ライト点灯状況別死亡事故件数

(単位:件)

		下向き		上向き		補助灯		消灯		調査不能		合計	
		構成率	構成率	構成率	構成率	構成率	構成率	構成率	構成率				
昼間	市街地	13	6.5%	0	0.0%	1	0.5%	186	93.0%	0	0.0%	200	100%
	非市街地	4	4.7%	0	0.0%	2	2.4%	79	92.9%	0	0.0%	85	100%
	小計	17	6.0%	0	0.0%	3	1.1%	265	93.0%	0	0.0%	285	100%
夜間	市街地	440	95.4%	8	1.7%	4	0.9%	9	2.0%	0	0.0%	461	100%
	非市街地	157	95.7%	1	0.6%	2	1.2%	4	2.4%	0	0.0%	164	100%
	小計	597	95.5%	9	1.4%	6	1.0%	13	2.1%	0	0.0%	625	100%
合計		614	67.5%	9	1.0%	9	1.0%	278	30.5%	0	0.0%	910	100%

【別添4】

平成27年における横断中死亡事故の特徴(歩行者)

- 横断中の法令違反あり死者数(人口当たり)を年齢層別にみると、65歳以上においては全年齢層の平均を超えている。

図1 年齢層別人口10万人当たり法令違反のあった横断中死者数(第1・2当事者)(平成27年中)

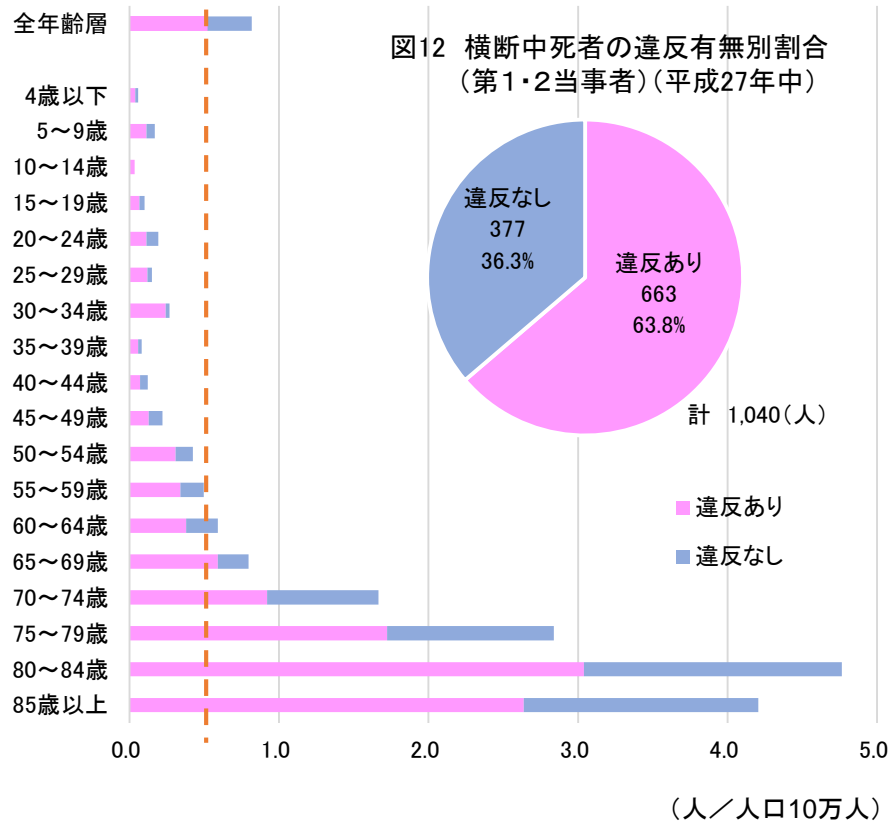
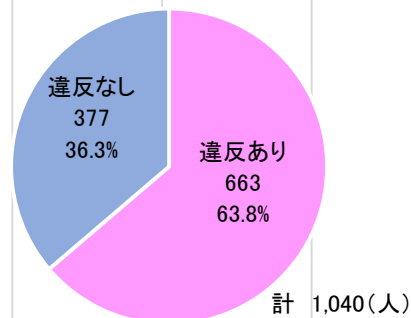
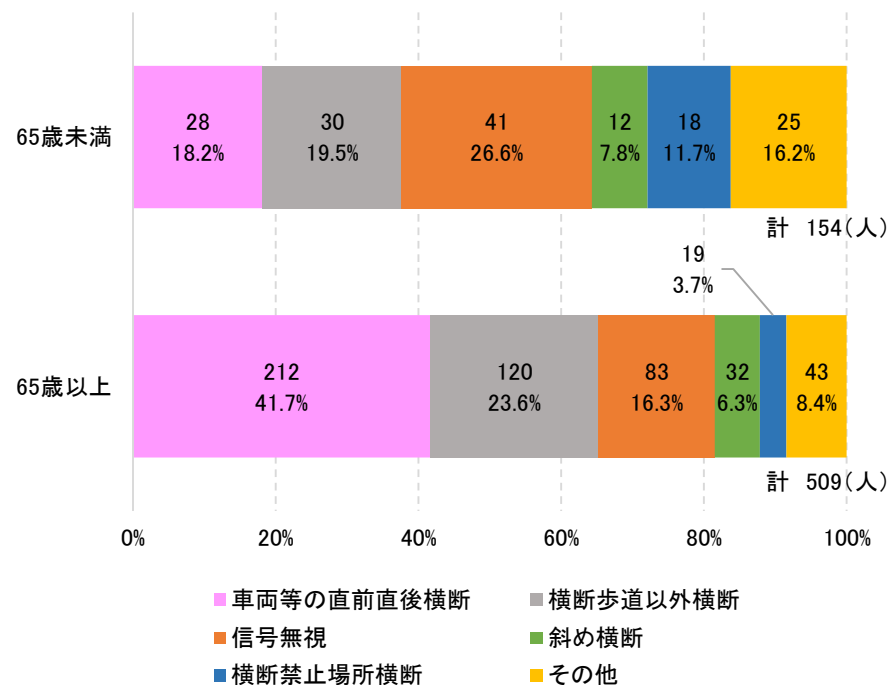


図12 横断中死者の違反有無別割合(第1・2当事者)(平成27年中)



- 65歳以上においては、他の年齢層と比較して、横断中死者の法令違反のうち、走行車両の直前直後横断が特に多い。
- 横断歩道以外横断、信号無視は、年齢層を問わず一定の割合を占めている。

図2 年齢層別横断中死者(第1・2当事者)の法令違反の状況(平成27年中)



※ 算出に用いた人口は、平成26年の総務省統計資料「10月1日現在推計人口」による。

※ 「その他の違反」に該当するもの: 酩酊、徘徊等